

脳脊髄液減少症の診断・治療の確立を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故やスポーツ外傷等の身体への強い衝撃が原因で、脳脊髄液が漏れ、減少することによって引き起こされ、頭痛、めまい、耳鳴り、倦怠感等、多種多様な症状が複合的に現れるという特徴をもっている。

今年四月、厚生労働省より、本症とわかる前の検査費用は保険適用との事務連絡が出された。これは、本来、検査費用は保険適用であるはずのものが、地域によって対応が異なっていたため、それを是正するために出されたものである。これは、患者にとり朗報であった。しかし、本症の治療に有効であるブラッドパッチ療法については、いまだ保険適用されず、高額な医療費負担に、患者及びその家族は、依然として厳しい環境におかれている。

平成十九年度から開始された「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業（当初三年間）は、症例数において中間目標一〇〇症例達成のため、本年度も事業を継続して行い、本年八月に遂に、中間目標数を達成した。今後は、収集した症例から基礎データをまとめ、診断基準を示すための作業をすみやかにを行い、本年度中に診断基準を定めるべきである。そして、来年度には、診療指針（ガイドライン）の策定及びブラッドパッチ療法の治療法としての確立を図り、早期に保険適用とすべきである。また、本症の治療に用いられるブラッドパッチ療法を、学校災害共済、労災、自賠責保険等の対象とすべきである。

よって、国会及び政府におかれては、脳脊髄液減少症の診断及び治療の確立を早期に実現するよう、次の項目について強く求める。

- 一 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、症例数において中間目標（一〇〇症例）が達成されたため、本年度中に脳脊髄液減少症の診断基準を定めること。
  - 二 「脳脊髄液減少症の診断・治療の確立に関する研究」事業においては、来年度（平成二十三年度）に、ブラッドパッチ療法を含めた診療指針（ガイドライン）を策定し、ブラッドパッチ療法（自家血硬膜外注入）を脳脊髄液減少症の治療法として確立し、早期に保険適用とすること。
  - 三 脳脊髄液減少症の治療（ブラッドパッチ療法等）を災害共済給付制度、労働者災害補償保険、自動車損害賠償責任保険の対象に、すみやかに加えること。
- 右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十二年十二月十四日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	片山善博殿
文部科学大臣	高木義明殿
厚生労働大臣	細川律夫殿
国土交通大臣	馬淵澄夫殿